

令和5年度福島県介護職員処遇改善加算等 取得促進支援事業実施要領

1 目的

介護サービス事業所において、介護職員処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）の新規取得やより上位区分の加算取得、介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）の取得に必要な要件整備のために、専門的知識を有する社会保険労務士等を介護サービス事業所又は運営法人（以下「事業所等」という。）へ派遣することにより、要件整備のための助言・指導を行うことにより、加算の取得を促進することを目的とする。

2 事業実施期間 令和5年5月15日 ～ 令和6年3月末日

3 対象事業所等

福島県内の事業所等のうち、以下の条件のいずれかに当てはまる事業所等であり、現在、特定の社会保険労務士等から指導・助言等を受けていない事業所等とする。

- (1) 処遇改善加算を未取得の事業所等で新規取得を目指す事業所等
- (2) 処遇改善加算の区分を「Ⅱ」「Ⅲ」で取得しており、上位区分取得を目指す事業所等
- (3) 特定加算の取得を目指す事業所等

4 指導・助言等の内容

- (1) 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備に関する事
- (2) 資質向上のための研修計画の策定に関する事
- (3) 経験若しくは資格等に応じ昇格する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組みの構築に関する事
- (4) 職場環境等要件の整備に関する事
- (5) その他加算の取得に必要な事項に関する事
(※処遇改善加算等と併せたベースアップ等支援加算の取得も含む)

5 指導・助言等の回数

1事業所あたり3回を目安とし、1回当たりの時間は2時間程度とする。
ただし、状況に応じて5回までの支援を可能とする。

- 6 実施事業所数
25か所程度とする
- 7 募集期間 令和5年5月24日 ～ 令和5年6月16日
※6月30日まで延長します。
- 8 応募方法 募集案内のとおり
- 9 事業所等選定の条件
事業所等を選定する際、優先度を考慮する要件は下記のとおりとする。
 - (1) 処遇改善加算の新規取得を目指す事業所等
 - (2) 処遇改善加算区分「Ⅱ」「Ⅲ」で取得しており、上位区分を目指す事業所等
 - (3) 特定加算の新規取得を目指す事業所等
- 10 事業者選定方法
県高齢福祉課で書類選考し、決定する。
- 11 事業の実施
当該事業の実施については、公益財団法人介護労働安定センターに委託するものとする。
- 12 その他
事業の実施に当たっては、実施時間や面談の人数について最小限に止めるなど、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じた上で実施するものとする。